

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百十五号の項中「山上字小田原三百番十一から伊達市」を「栗津字長沢八十九番一から伊達市」に、
「字小田原三百番十一から同市」を「字山岸十三番二から同市山上字遠藤百六十二番六、同市山上字円渚九番一、同市」に改める。

附 則

この政令は、令和元年十二月二十二日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する必要があるからである。